

## 後期基本計画 令和元年度 基本施策方針評価書

政 策 : 02 健やかで笑顔にあふれるまち  
 基本施策 : 02 安心と希望のある生活への支援

主管課長職・氏名	生活福祉課長 菅原 栄一
関係課長職・氏名	

1. 基本施策の令和元年度までの実現状況を明らかにする

(1) 基本施策が4年間でめざす姿

要保護者等または経済的に困窮するなど様々な生活上の困難を抱えている方が、行政や関係機関の相談支援を受けながら、それぞれの課題を解決でき、また、地域であたたかい支援を受ける中で、社会とのつながりや周囲から支えられていることを実感し、それぞれの希望に向かって前向きに踏み出すことができるような状態を目指します。

(2) 基本施策目標値の達成状況

No	この基本施策に関わる基本施策目標指標	基準値	上：戦略目標見込値／下：達成値				目標値	進捗状況
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	進捗率(%)
1	暮らし 滝沢市はみんなが支えあうことで地域の課題を解決できる市だと思っている人の割合 単位 %	44.8	47.3	49.9	52.5	55	55	C
			46.2	-	-	-	-	13.7
2	幸福 滝沢市で幸せに暮らしている人の割合 単位 %	58.8	63.8	67.5	71.2	75	75	C
			65.4	-	-	-	-	40.7
	単位							

(3) 基本施策を構成する施策及び目標値の達成状況

No	施策名 施策目標指標	基準値	上：戦略目標見込値／下：達成値				目標値	進捗状況
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	進捗率(%)
1	暮らし 02020100 要保護者等への各種支援 滝沢市はみんなが支えあうことで地域の課題を解決できる市だと思っている人の割合 単位 %	44.8	47.3	49.9	52.5	55	55	C
			46.2	-	-	-	-	13.7
2	暮らし 02020200 生活に困窮している方への各種支援 滝沢市はみんなが支えあうことで地域の課題を解決できる市だと思っている人の割合 単位 %	44.8	47.3	49.9	52.5	55	55	A
			65.4	-	-	-	-	202.0
	単位							
	単位							
	単位							

## 後期基本計画 令和元年度 基本施策方針評価書

政 策：02 健やかで笑顔にあふれるまち

基本施策：02 安心と希望のある生活への支援

主管課長職・氏名	生活福祉課長 菅原 栄一
関係課長職・氏名	

## 2. 基本施策の実現に向けての令和元年度までの取り組み状況を分析する

## (1) 基本施策目標の達成（実現）に向けた計画期間内の取り組みと方針についての達成（実現）状況

A	達成した
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースワーカーなど相談支援に当たる職員の育成や支援技術の向上を図ると共に、庁内及び庁外の関係機関と連携し、生活保護運営体制の充実を図りました。</li> <li>・生活困窮者自立支援制度に基づき、委託先の滝沢市福祉協議会及び関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図りました。</li> </ul>	

## (2) 基本施策内の取り組みと方針のうち、令和元年度の重点課題の達成（実現）状況

A	達成した
<p>【重点課題】・研修等による職員の育成、関係機関との支援ネットワークの充実及び健康管理支援事業の準備等生活保護運営体制の充実・強化を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携し、生活困窮者の方々に対する総合的・包括的な相談支援体制の充実・強化を行います。</li> </ul> <p>【重点課題に対する達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員育成及びネットワークの充実・強化に加え、健康管理支援事業を翌年度から実施可能とする体制を整えました。</li> <li>・支援調整会議において、関係者による支援方法の協議を行うなど、総合的・包括的な相談支援体制の充実を図りました。</li> </ul>	

## 3. 基本施策の実現に向けての令和元年度実施後での変化を認識する

## (1) 基本施策の実現に影響する社会環境変化

B	社会環境変化あり
<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府の調査により、40歳から64歳までのひきこもりが全国に約61万人いると推計され、窮迫前の支援が必要とされています。</li> <li>・生活保護法の改正により、被保護者の健康管理支援事業が令和3年1月より必須となります。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策の生活保護事業等及び生活困窮者自立支援事業への影響があります。</li> </ul>	

## (2) 政策との関連性から基本施策の見直し

A	必要なし
<p>政策達成のため、引き続き同一内容の基本施策の実施が必須であるため、見直しの必要はありません。</p>	

## 4. 基本施策の実現に向けての今後の取り組みと方向性を明らかにする

## (1) 令和 3年度方針策定に際し、今後の方向性や引継課題

B	課題あり
<p>【今後の方向性】</p> <p>引き続き生活保護運営体制の充実に向け、ケースワーカー等相談支援に当たる職員の育成及び支援技術の向上を図ると共に、相談窓口機能の充実、庁内及び庁外の関係機関との更なる連携強化及び支援ネットワークの充実を図ります。</p> <p>【引き継ぎ課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースワーカー等相談支援に当たる職員の更なる育成及び支援技術の向上が必要です。</li> <li>・生活困窮者早期支援のための庁内及び庁外関係機関との連携強化及び支援ネットワークの充実が必要です。</li> </ul>	

